

令和 6 年

第 1 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 6 年 3 月 7 日

閉会 令和 6 年 3 月 日

八 雲 町

個人情報アスタリスクの保護により議案の一部を「*」で表示しています。

令和6年第1回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	令和6年度八雲町一般会計予算	
議案	2	令和6年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算	
議案	3	令和6年度八雲町後期高齢者医療特別会計予算	
議案	4	令和6年度八雲町介護保険事業特別会計予算	
議案	5	令和6年度八雲町水道事業会計予算	
議案	6	令和6年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計予算	
議案	7	令和6年度八雲町下水道事業会計予算	
議案	8	令和6年度八雲町農業集落排水事業会計予算	
議案	9	令和6年度八雲町病院事業会計予算	
議案	10	八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議案	11	八雲町課設置条例の一部を改正する条例	
議案	12	八雲町職員定数条例の一部を改正する条例	
議案	13	八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を廃止する条例	
議案	14	八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
議案	15	東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条例及び東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例	
議案	16	八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例	

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	17	八雲町介護保険条例の一部を改正する条例	
議 案	18	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整理に関する条例	
議 案	19	八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議 案	20	八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議 案	21	八雲町農業研修者支援住宅条例を廃止する条例	
議 案	22	八雲町育成牧場条例の一部を改正する条例	
議 案	23	八雲町漁港用地管理条例及び八雲町水産基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	
議 案	24	八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例を廃止する条例	
議 案	25	財産の処分について	
議 案	26	指定管理者の指定について	
議 案	27	町道路線の変更について	
議 案	28	新町建設計画の変更について	
議 案	29	令和5年度八雲町一般会計補正予算（第11号）	
議 案	30	令和5年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議 案	31	令和5年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議 案	32	令和5年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議 案	33	令和5年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	

議案第 10 号

八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

(八雲町監査委員条例の一部改正)

第1条 八雲町監査委員条例(平成17年八雲町条例第160号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町病院事業の設置等に関する条例(平成17年八雲町条例第128号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 11 号

八雲町課設置条例の一部を改正する条例

八雲町課設置条例（平成17年八雲町条例第7号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 八雲町に次の課及び室を置く。</p> <p>総務課</p> <p>政策推進課～環境水道課</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 交通安全に関すること。</u></p> <p><u>(8) 防災に関すること。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>政策推進課～環境水道課 略</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 八雲町に次の課及び室を置く。</p> <p>総務課</p> <p><u>危機対策課</u></p> <p>政策推進課～環境水道課</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>危機対策課</u></p> <p><u>(1) 防災に関すること。</u></p> <p><u>(2) 防犯に関すること。</u></p> <p><u>(3) 交通安全に関すること。</u></p> <p>政策推進課～環境水道課 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 12 号

八雲町職員定数条例の一部を改正する条例

八雲町職員定数条例（平成17年八雲町条例第15号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(各部局毎の職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 消防組織法第11条の職員 <u>55人</u> (3)～(7) 略	(各部局毎の職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 消防組織法第11条の職員 <u>60人</u> (3)～(7) 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 13 号

八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を廃止する条例

八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例（令和 5 年八雲町条例第 30 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 14 号

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (15) 略</p> <p>(災害救急業務手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>(医療従事者等処遇改善手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>(特殊勤務手当の日割計算)</p> <p>第18条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (15) 略</p> <p><u>(16) 看護補助者処遇改善手当</u></p> <p>(災害救急業務手当)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 前項のほか、職員が災害対策基本法に基づき設置された災害対策本部の作業に従事したときに、その従事した日1日につき1,080円を支給する。</u></p> <p>(医療従事者等処遇改善手当)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>(看護補助者処遇改善手当)</u></p> <p><u>第17条の2 看護補助者処遇改善手当は、病院に勤務する職員で、病棟に勤務し、看護補助業務に従事する看護補助者に支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当は、月額6,000円とする。</u></p> <p>(特殊勤務手当の日割計算)</p> <p>第18条 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第18条 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第3条から第17条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第18条 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第3条から第17条の2に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊</p>

手当条例の例により計算して得られた報酬を支給する。	勤務手当条例の例により計算して得られた報酬を支給する。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例第2条及び第17条の2の規定並びに第2条の規定による改正後の八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年2月1日から適用する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 15 号

東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条例及び東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条例（平成23年八雲町条例第16号）
- (2) 東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成23年八雲町条例第17号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 16 号

八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例

八雲町消防手数料徴収条例（平成17年八雲町条例第60号）の一部を次のように改正する。

現行					改正後								
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）								
手数料を納付すべき者		区分		単位	手数料の額	手数料を納付すべき者		区分		単位	手数料の額		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
(2)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可（以下「設置の許可」という。）を受けようとする者	貯蔵所	浮き屋根を有する特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	1,180,000円	貯蔵所	浮き屋根を有する特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	1,450,000円		
			浮き屋根を有する特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件	1,410,000円							
			浮き屋根を有する特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの								1件	1,590,000円
			浮き屋根を有する特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上									
		浮き屋根を有する特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上	1件	1,720,000円								

ンク 貯蔵 所	50,000キ ロリット ル未満の もの		
	危険物の 貯蔵最大 数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件	1,950,000 円
	危険物の 貯蔵最大 数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件	2,270,000 円
	危険物の 貯蔵最大 数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件	4,550,000 円
	危険物の 貯蔵最大 数量が 300,000 キロリッ	1 件	5,820,000 円

ンク 貯蔵 所	50,000キ ロリット ル未満の もの		
	危険物の 貯蔵最大 数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件	2,360,000 円
	危険物の 貯蔵最大 数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件	2,740,000 円
	危険物の 貯蔵最大 数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件	5,640,000 円
	危険物の 貯蔵最大 数量が 300,000 キロリッ	1 件	7,240,000 円

			トル以上 400,000 キロリッ トル未満 のもの				トル以上 400,000 キロリッ トル未満 のもの		
			危険物の 貯蔵最大 数量が 400,000 キロリッ トル以上 のもの	1 件	7,070,000	円	危険物の 貯蔵最大 数量が 400,000 キロリッ トル以上 のもの	1 件	8,790,000
		略	略	略	略		略	略	略
		略	略	略	略		略	略	略
略	略	略		略	略		略	略	略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 17 号

八雲町介護保険条例の一部を改正する条例

八雲町介護保険条例（平成17年八雲町条例第89号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(保険料率)	(保険料率)
<p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>85,800円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>99,000円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>112,200円</u></p>	<p>第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,852円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,964円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>51,336円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66,960円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>74,400円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>89,280円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>96,720円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>111,600円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>126,480円</u></p> <p>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 <u>141,360円</u></p> <p>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 <u>156,240円</u></p> <p>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 <u>171,120円</u></p> <p>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 <u>178,560円</u></p>
<p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度</p>

度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,800円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,800円」とあるのは、「33,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,800円」とあるのは、「46,200円」と読み替えるものとする。

5 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,204円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,204円」とあるのは「36,084円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,204円」とあるのは、「50,964円」と読み替えるものとする。

5 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 18 号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整理に関する条例

(八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年八雲町条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>4及び5 略</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定するもの)に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>4及び5 略</p>
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」</u></p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

という。)

(12) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロ

(11) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電

ムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8)及び(9) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)及び(11) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 及び(4) 略

(5) 第28条に規定する町への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 及び3 略

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 及び(4) 略

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による町への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 及び3 略

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規

定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

5～7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 略

5～7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利

(5) ~ (7) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) ~ (9) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱

方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 及び (6) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 及び (8) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3及び4 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) 略

(3) ~ (5) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3及び4 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) 略

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) ~ (7) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対

する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 及び(2) 略
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定

する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 及び(2) 略
- (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定

居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 略

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（4） 略

居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 略

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（4） 略

（5） 指定認知症対応型通所介護の提供

(5) 及び (6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規

に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 及び (8) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規

定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院

略

略

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機

定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院

略

略

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指

能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第86条 略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 宿泊室

定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第86条 略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 宿泊室

ア及びイ 略

ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ 略

3～5 略

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 略

ア及びイ 略

ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ 略

3～5 略

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 略

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(7) 及び (8) 略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 略

(記録の整備)

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第40条に規定する町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 及び (9) 略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第40条の規定による町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 略

録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7及び8 略

（記録の整備）

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同

2及び3 略

（記録の整備）

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同

生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従事者」と、第59

生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従事者」と

条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) 略

8～10 略

と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 略

8～10 略

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 略

件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

2 略

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

7 略

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第146条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護

- (1) 略
- (2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生

について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 及び (2) 略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設
の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 及び (2) 略

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設
の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける

る。

(7)～(9) 略

2及び3 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

ことで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2及び3 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

- (6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

- (6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- (7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関で

2 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59

ある場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59

条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、

条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規

までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」と

模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) 略

8～14 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

いう。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 略

8～14 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2) ~ (6) 略

(7) ~ (11) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2) ~ (6) 略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) ~ (12) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機

能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 及び (2) 略
- (3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 及び (5) 略
- (6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2

能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 及び (2) 略
- (3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 及び (5) 略
- (6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条

項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中、「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中、「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

附 則

第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

附 則

第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準等を定める条例（平成25年八雲町条例第7号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 相談室 <u>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 相談室 <u>遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p>3～5 略</p>
<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施</p>

設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第11条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この

設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第11条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この

条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に

条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第93条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に

掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対

掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による町への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) 略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対

応型通所介護計画の変更について
準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院

略

略

7～13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の

応型通所介護計画の変更について
準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院

略

略

7～13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

いずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2及び3 略

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

2及び3 略

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る

(居住機能を担う併施設等への入居)
第63条 略

(記録の整備)
第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 及び (2) 略
- (3) 次条において準用する第21条第

ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(居住機能を担う併施設等への入居)
第63条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)
第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 及び (2) 略
- (3) 次条において準用する第21条第

2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第24条に規定する町への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2～3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内

2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第24条の規定による町への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2～3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がな

にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 略

い場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議

2及び3 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第24条に規定する町への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第

を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7及び8 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第24条の規定による町への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第

31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的

31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことがで

<p>方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>きる。</p> <p>2 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

(八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年八雲町条例第19号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である</u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者</u>を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することがで</p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予</p>

きるものとする。

防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要

が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 略

(利用料等の受領)

第12条 略

が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 略

(利用料等の受領)

第12条 略

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2) 及び(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制

用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2) 及び(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章(第32条第29号の規定を除く。)の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制

その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第30条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ 略

エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 略

(3) 第17条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第30条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ 略

エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録

オ 略

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第17条の規定による町への通知に係る記録

(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) 略

(3) ～ (15) 略

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) 略

(2) の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3) ～ (15) 略

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を

訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(17) ~ (28) 略

第34条 第3章から前章までの規定（第27条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定

オ 略

(17) ~ (28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条 第3章から前章までの規定（第27条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定

<p>するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

(八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年八雲町条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5及び6 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、<u>地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5及び6 略</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定によ</u></p>

り地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

(管理者)

第5条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得よう努めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ

め、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 略

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による

め、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 略

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による

承諾を得なければならない。

- (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) 略

8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 及び (2) 略

- (3) ~ (14) 略

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

承諾を得なければならない。

- (1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) 略

9 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 及び (2) 略

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- (3) ~ (14) 略

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも

2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

イ 略

(16) ~ (28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 略

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務

ウ 略

(16) ~ (28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 略

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務

の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 略

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

- 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、

の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 略

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

- 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形
等人の知覚によって認識することができる
情報が記載された紙その他の有体物を
いう。以下この条において同じ。)で行う
ことが規定されている又は想定されるも
の(第9条(前条において準用する場合を
含む。)及び第15条第27号(前条において
準用する場合を含む。)並びに次項に規定
するものを除く。)については、書面に代
えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的
方式、磁気的方式その他の知覚によっ
ては認識することができない方式で作ら
れる記録であって、電子計算機による情
報処理の用に供されるものをいう。)によ
り行うことができる。

2 略

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形
等人の知覚によって認識することができ
る情報が記載された紙その他の有体物を
いう。以下この条において同じ。)で行う
ことが規定されている又は想定されるも
の(第9条(前条において準用する場合を
含む。)及び第15条第27号(前条において
準用する場合を含む。)並びに次項に規定
するものを除く。)については、書面に代
えて、当該書面に係る電磁的記録により
行うことができる。

2 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和7年4月1日から施行する。
 - (1) 第1条中八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条に1項を加える改正規定
 - (2) 第2条中八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第32条に1項を加える改正規定
 - (3) 第3条中八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第23条に1項を加える改正規定
 - (4) 第4条中八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第24条に1項を加える改正規定
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第92条第7号及び第197条第7号並びに第2条の規定による改正後の八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるの

は、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第106条の2(新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第172条第1項(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 19 号

八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
附 則 (経過措置) 2 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間</u> 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「 <u>修了したもの</u> 」とあるのは、「 <u>修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）</u> 」とする。	附 則 (経過措置) 2 <u>当分の間</u> 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「 <u>修了したもの</u> 」とあるのは、「 <u>修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）</u> 」とする。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 20 号

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>(掲示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学</u></p>

分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第36条第3項の改正規定及び第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 21 号

八雲町農業研修者支援住宅条例を廃止する条例

八雲町農業研修者支援住宅条例（平成17年八雲町条例第92号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の八雲町農業研修者支援住宅条例によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 22 号

八雲町育成牧場条例の一部を改正する条例

八雲町育成牧場条例（平成17年八雲町条例第101号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、委託した子雌牛（以下「委託牛」という。）について、次に掲げる額の使用料を納めなければならない。ただし、特別の事由により利用を許可する場合の使用料の額は、委託牛1頭につき1日 <u>300 円</u>の範囲内において町長が別に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1日につき 15 箇月以上 280 円</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、委託した牛（以下「委託牛」という。）について、次に掲げる額の使用料を納めなければならない。ただし、特別の事由により利用を許可する場合の使用料の額は、委託牛1頭につき1日 <u>330 円</u>の範囲内において町長が別に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1日につき 15 箇月以上 <u>24 箇月未滿 280 円</u></p> <p><u>(3) 1日につき 24 箇月以上 330 円</u></p> <p>2 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 23 号

八雲町漁港用地管理条例及び八雲町水産基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(八雲町漁港用地管理条例の一部改正)

第1条 八雲町漁港用地管理条例(平成17年八雲町条例第110号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「漁港用地」とは、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第5条第1項に基づいて指定を受けた漁港の施設用地として、八雲町が取得し、又は造成した公有地で、北海道漁港管理条例(昭和32年北海道条例第31号)により北海道が管理する以外の土地をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「漁港用地」とは、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第5条第1項に基づいて指定を受けた漁港の施設用地として、八雲町が取得し、又は造成した公有地で、北海道漁港管理条例(昭和32年北海道条例第31号)により北海道が管理する以外の土地をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

(八雲町水産基盤整備事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 八雲町水産基盤整備事業分担金徴収条例(平成23年八雲町条例第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、北海道が行う水産基盤整備事業(<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第4条第1項第2号に規定する事業に限る。)に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、北海道が行う水産基盤整備事業(<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第4条第1項第2号に規定する事業に限る。)に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 24 号

八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例を廃止する条例

八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例（平成26年八雲町条例第22号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 25 号

財産の処分について

次のとおり土地を売却する。

1 土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
二海郡八雲町宮園町128番63	宅地	5,000.03 m ²
合計	1筆	5,000.03 m ²

2 売却の方法 随意契約

3 売却の金額 54,600,000 円

4 売却の相手方 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部長 鈴木信弘

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 26 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

八雲町ひらたない温泉あわびの湯

2 指定管理者として指定する者

二海郡八雲町浜松152番地

株式会社 温泉ホテル八雲遊楽亭

代表取締役 黒 島 竹 満

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 27 号

町道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道路線を次のとおり変更する。

路線番号 路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
35360 建岩線	旧	起 八雲町鉛川31番1地先 終 八雲町鉛川31番1地先	建岩橋 国道277号線 道道八雲北桧山線	941.00	
	新	起 八雲町立岩434番1地先 終 八雲町鉛川31番5地先	国道277号線 道道八雲北桧山線	890.00	

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 28 号

新町建設計画の変更について

別紙のとおり新町建設計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

		現行		変更後
頁	項目			
1	I 序論 1. 計画の趣旨・構成・期間 (3) 計画の期間	本計画の期間は、平成17年度（平成17年10月1日）から平成37年度までとします。	本計画の期間は、平成17年度（平成17年10月1日）から平成37年度までとします。	本計画の期間は、平成17年度（平成17年10月1日）から令和12年度までとします。
75	VII 財政計画 1. 財政計画の考え方 (1) 財政推計にあたっての基本的考え方	<p>② 基本的考え方 財政推計は、平成17年度から平成24年度までは決算額、平成25年度は決算見込額、平成26年度は当初予算額、平成27年度以降は平成28年度当初予算をベースに歳入・歳出の主な科目ごとに過去の実績や人口推移などを考慮し、一定の条件を仮定して算定します。 ただし、町税及び地方交付税など歳入の多くは、経済情勢、税制、地方財政制度等について不確定要素が多いことから、基本的に現行制度を維持し推計します。</p> <p>③ 基本事項 ・ 普通会計（一般会計）を対象とします。 ・ 計画期間は21年間とします。（平成17年度～平成37年度）</p>	<p>② 基本的考え方 財政推計は、平成17年度から令和4年度までは決算額、令和5年度は当初予算額、令和6年度以降は令和5年度当初予算をベースに歳入・歳出の主な科目ごとに過去の実績や人口推移などを考慮し、一定の条件を仮定して算定します。 ただし、町税及び地方交付税など歳入の多くは、経済情勢、税制、地方財政制度等について不確定要素が多いことから、基本的に現行制度を維持し推計します。</p> <p>③ 基本事項 ・ 普通会計（一般会計）を対象とします。 ・ 計画期間は26年間とします。（平成17年度～令和12年度） （当初計画では平成17年度から平成26年度） （修正計画（1回目）では平成17年度から令和7年度）</p>	<p>② 基本的考え方 財政推計は、平成17年度から令和4年度までは決算額、令和5年度は当初予算額、令和6年度以降は令和5年度当初予算をベースに歳入・歳出の主な科目ごとに過去の実績や人口推移などを考慮し、一定の条件を仮定して算定します。 ただし、町税及び地方交付税など歳入の多くは、経済情勢、税制、地方財政制度等について不確定要素が多いことから、基本的に現行制度を維持し推計します。</p> <p>③ 基本事項 ・ 普通会計（一般会計）を対象とします。 ・ 計画期間は26年間とします。（平成17年度～令和12年度） （当初計画では平成17年度から平成26年度） （修正計画（1回目）では平成17年度から令和7年度）</p>
76・77	(2) 歳入及び歳出の基本的考え方	別紙1のとおり	別紙1のとおり	別紙2のとおり
78・79	2. 財政計画表	別紙3のとおり	別紙3のとおり	別紙4のとおり

備考 変更部分は、下線の部分である。

別紙 1 (現行)

(2) 歳入及び歳出の基本的考え方

各区分において、平成 17 年度から平成 24 年度までは決算額、平成 25 年度は決算見込額、平成 26 年度は当初予算額であり、平成 27 年度から平成 37 年度までは以下のとおり算定した。

①歳入

区 分	推計方法の基本的考え方
地方税	平成 26 年度当初予算額を基礎に、個人町民税は人口減少から△2.0%、固定資産税は評価替年度(3年毎)で△3.0%減額、他は同額の推移とする。
地方譲与税	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。
利子割交付金	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。 (配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金は計上しない。)
地方消費税交付金	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。 (消費税 10%は実施未定のため)
自動車取得税交付金	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。 (消費税 10%は実施未定のため)
地方特例交付金	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。
地方交付金	合併に対する支援措置分を加算する。
普通交付税	平成 26 年度当初予算額を基礎に、個別経費及び包括算定は以降平成 26 年度の地財計画の伸び率△1.0%で算定する。平成 27 年度まで合併特例期間、平成 28 年度から平成 32 年度まで段階的縮減期間のため減少率を乗じて算定する。
特別交付税	平成 26 年度当初予算額を基礎に、以降平成 26 年度の地財計画の伸び率△1.0%で算定する。
交通安全対策交付金	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。
分担金及び負担金	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。(臨時分は除く。)
使用料・手数料	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。(臨時分は除く。)
国庫支出金	普通建設事業に係る分を除く平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。普通建設事業分は新町建設計画及び新総合計画から数値を集計、平成 27 年度以降に平準化で見込む。合併補助金を加算する。
国有提供施設等所在地市町村交付金	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。
道支出金	国庫支出金同様(合併補助金は除く。)とする。
財産収入	平成 26 年度当初予算額と同額の推移とする。 立木売払等は臨時的要素から平成 27 年度以降見込まない。
寄付金	「0」とする。
繰入金	普通交付税における合併算定替の終了による影響額を考慮し、事業実施のための特定目的基金や年度間の財源を調整するための財政調整基金等の繰り入れを適宜見込む。
諸収入	国庫支出金同様(合併補助金は除く。)とする。
地方債	普通建設事業費の計画数値を集計(過疎債、合併特例債を含む。)。合併特例債による基金造成分を加算する。 臨時財政対策債は、合併算定替特例期間終了後も同額の推移とする。

②歳出

区 分	推計方法の基本的考え方
人件費	基本的には、定昇等のアップ率1.0%、人勧は考慮しない。退職者補充は1/1(再任用含む)、議員定数は16名。副町長は2名。特別職及び議員の給与、報酬等は八雲町の金額とする。但し、給与等独自削減効果分(議員平成28年8月まで、職員平成28年3月まで)を考慮して推計する。退職手当組合精算納付金年度は増額とする。(3年毎)
物件費	平成26年度当初予算額と同額の推移とする。(臨時分は除く。)
維持補修費	平成26年度当初予算額と同額の推移とする。
扶助費	平成26年度当初予算額と同額の推移とする。
補助費等	総合病院に対する補助金(繰出金)については、平成26年3月試算の計画額と同額で見込み、熊石国保病院と水道は平成26年度当初予算額と同額、その他の補助費について平成26年度の当初予算額をベースに以降△0.5%とする。
公債費	借入額に対する償還計画の数値に平成26年度以降発行予定の各種地方債(臨時財政対策債も含む。)分を加える。新町建設に係る分(合併特例債含む。)は、計画の数値から算定し合算する。
積立金	合併特例債に係る積み立ては当初計画どおり平成26年度を最終年とする。平成27年度以降は利子分のみとする。
投資・出資・貸付金	公営企業に対する出資(繰出金)については、上段補助費の公営企業に対する推計と同様とする。その他は平成26年度当初予算額と同額の推移とする。
繰出金	平成26年度当初予算額と同額の推移とする。
普通建設事業費	新町建設計画及び新総合計画、主要事業概算要求を参考に数値を集計し、各年度へ継続事業中心に平準化する。

別紙2（変更後）

(2) 歳入及び歳出の基本的考え方

各区分において、平成17年度から令和4年度までは決算額、令和5年度は当初予算額であり、令和6年度から令和12年度までは以下のとおり算定した。

①歳入

区 分	推計方法の基本的考え方
地方税	令和5年度当初予算額を基礎に、法人町民税は事業所数の減や物価高騰等の影響により△1.0%、固定資産税は評価替年度（3年毎）で△2.0%減額、他は同額の推移とする。
地方譲与税	令和5年度当初予算額を基礎に、令和5年度地方財政計画の減少率を乗じて算出。（自動車重量譲与税△0.6%、地方既発油譲与税△5.5%、森林環境譲与税は同額推移。）
利子割交付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
配当割交付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
株式等譲渡所得割交付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
法人事業税交付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
地方消費税交付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
環境性能割交付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
地方特例交付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
地方交付税	
普通交付税	令和5年度当初予算額を基礎に、個別経費は減少基調と見込み△0.5%、包括算定は同額の推移、公債費は今後借入予定額を加味し算定。
特別交付税	令和5年度当初予算額を基礎に、減少基調と見込み△0.5%で算定
交通安全対策交付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
分担金及び負担金	令和5年度当初予算額を基礎に、減少基調と見込み△1.0%で算定。（臨時分は除く。）
使用料・手数料	令和5年度当初予算額を基礎に、減少基調と見込み△1.0%で算定。
国庫支出金	普通建設事業に係る分を除く令和5年度当初予算額と同額の推移とする。普通建設事業分は第2期総合計画実施計画から数値を集計し、事業実施予定年度にて加算。
国有提供施設等所在地市町村交付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
道支出金	国庫支出金同様とする。
財産収入	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。（臨時分は除く。）
寄付金	令和5年度当初予算額と同額の推移とする。（企業版ふるさと納税は除く。）
繰入金	事業実施のための特定目的基金や年度間の財源を調整するための財政調整基金等の繰り入れを適宜見込む。
諸収入	国庫支出金同様とする。
地方債	第2期総合計画実施計画から普通建設事業費の数値を集計。臨時財政対策債は、令和5年度当初予算額と同額の推移とする。

②歳出

区 分	推計方法の基本的考え方
人件費	基本的には、定昇等は4号俸アップ、人勤は考慮しない。 退職者補充は1/1（再任用含む。） 議員定数は14名。副町長は1名。 特別職及び議員の給与、報酬等は八雲町の金額とする。 退職手当組合精算納付金年度増額。（3年毎）
物件費	令和5年度当初予算額を基礎に、+0.1%で算定。
維持補修費	令和5年度当初予算額を基礎に、+0.1%で算定。
扶助費	令和5年度当初予算額を基礎に、+0.1%で算定。 障害者自立支援給付費は+1.0%で算定
補助費等	総合病院、国保病院、水道事業、下水道事業、集落排水事業、熊石簡易水道事業に対する補助金（繰出金）については、令和5年3月試算の計画額で見込み、その他の補助費については、令和5年度の当初予算額を基礎に+0.3%とする。
公債費	借入額に対する償還計画の数値に令和5年度以降発行予定の各種地方債（臨時財政対策債も含む。）を加えて算定。
積立金	森林環境譲与税積立は令和6年度からの譲与税増額分を含めて算定。 その他積立は、令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
投資・出資・貸付金	公営企業に対する出資（繰出金）については、上段補助費の公営企業に対する推計と同様とする。 その他は令和5年度当初予算額と同額の推移とする。
繰出金	令和5年度当初予算額を基礎に、+1.0%で算定。 令和6年度はデイサービス施設大規模改修予定のため事業費相当分加算。 （令和6年度より下水道事業、集落排水事業、熊石簡易水道は企業会計へ移行となるため除く。）
普通建設事業費	第2期総合計画実施計画から数値を集計し、事業実施予定年度にて算定。

2. 財政計画表

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	決算(見込)額の推移											
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地方税	1,726	1,733	1,861	1,866	1,784	1,813	1,850	1,828	1,781			
地方譲与税	247	322	166	160	152	147	148	140	130			
その他交付金等	376	362	329	307	299	311	305	294	296			
地方交付税	5,598	5,456	5,395	5,558	5,720	6,131	6,568	6,281	6,021			
国庫支出金	455	327	524	447	1,437	845	725	902	1,335			
道支支出金	840	589	615	745	942	1,125	924	1,010	774			
地方債	871	694	601	763	1,332	1,394	1,111	1,039	1,155			
その他の収入	1,759	1,328	1,130	1,282	2,143	1,341	1,533	1,555	2,173			
歳入合計	11,872	10,811	10,621	11,128	13,809	13,107	13,164	13,049	13,665			

(単位：百万円)

区 分	決算(見込)額の推移											
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
地方税	1,700	1,655	1,642	1,630	1,597	1,593	1,580	1,541	1,529	1,518	1,488	1,477
地方譲与税	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127
その他交付金等	344	344	344	344	344	344	344	344	344	344	344	344
地方交付税	5,725	5,650	5,473	5,450	5,324	5,225	5,120	4,948	4,917	4,841	4,740	4,649
国庫支出金	637	927	759	789	903	845	915	824	760	773	709	676
道支支出金	662	671	671	671	671	671	671	671	671	671	671	671
地方債	1,308	1,542	814	941	931	874	945	980	982	975	1,125	1,044
その他の収入	1,251	1,022	943	1,160	1,013	1,216	1,307	1,584	1,646	1,622	1,687	1,763
歳入合計	11,754	11,938	10,773	11,112	10,910	10,895	11,009	11,019	10,976	10,871	10,891	10,751

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	決算（見込）額の推移											
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	2,499	2,395	2,213	2,204	2,296	2,213	2,131	2,057	2,026			
物件費	1,623	1,410	1,347	1,356	1,483	1,445	1,619	1,415	1,596			
維持補修費	325	182	257	228	251	305	311	290	305			
扶助費	685	691	724	727	724	900	950	955	1,045			
補助費等	1,479	1,270	1,258	1,220	1,583	1,918	1,583	1,399	1,453			
公債費	1,804	1,828	1,780	1,605	1,501	1,409	1,389	1,361	1,401			
積立金	95	104	114	142	185	135	464	483	1,770			
繰出金	1,382	1,391	1,392	1,442	1,367	1,400	1,341	1,363	1,396			
普通建設事業費	1,383	911	877	1,415	3,345	2,131	1,563	1,642	1,758			
その他	495	505	523	456	647	602	1,044	1,053	497			
歳出合計	11,770	10,687	10,485	10,795	13,382	12,458	12,395	12,018	13,247			

(単位：百万円)

区 分	決算（見込）額の推移											
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	1,964	1,959	2,027	1,974	1,937	1,972	1,927	1,922	1,957	1,912	1,907	1,942
物件費	1,607	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459
維持補修費	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328
扶助費	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081
補助費等	1,396	1,485	1,508	1,517	1,524	1,535	1,532	1,527	1,524	1,512	1,507	1,502
公債費	1,421	1,393	1,304	1,347	1,342	1,420	1,416	1,421	1,412	1,378	1,323	1,288
積立金	201	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
繰出金	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
普通建設事業費	1,835	2,221	1,237	1,559	1,387	1,217	1,375	1,395	1,324	1,308	1,393	1,260
その他	476	566	383	401	406	437	445	440	445	447	447	445
歳出合計	11,754	11,938	10,773	11,112	10,910	10,895	11,009	11,019	10,976	10,871	10,891	10,751

2. 財政計画表

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	決算額の推移													
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方 税	1,726	1,733	1,861	1,866	1,784	1,813	1,850	1,828	1,818	1,867	1,877	2,079	2,009	1,951
地方 譲与 税	247	322	166	160	152	147	148	140	133	132	138	136	135	136
その他交付金等	376	362	329	307	299	311	305	294	313	339	493	435	463	460
地方 交付 税	5,598	5,456	5,395	5,558	5,720	6,131	6,568	6,281	6,211	6,047	6,023	5,820	5,618	5,558
国庫 支出 金	455	327	524	447	1,437	845	725	902	1,349	707	1,056	1,217	801	752
道 支 出 金	840	589	615	745	942	1,125	924	1,010	625	861	991	603	767	1,082
地 方 債	871	694	601	763	1,332	1,394	1,111	1,039	847	1,289	1,555	1,305	858	774
その他の収入	1,759	1,328	1,130	1,282	2,143	1,341	1,533	1,555	2,241	1,604	1,550	3,219	4,011	8,497
歳入 合計	11,872	10,811	10,621	11,128	13,809	13,107	13,164	13,049	13,537	12,846	13,683	14,814	14,662	19,210

区 分	決算額の推移												財政推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和12年度	令和12年度	令和12年度
地方 税	1,966	1,933	2,236	2,246	1,999	1,980	1,967	1,954	1,937	1,924	1,912	1,895	1,895	1,895	1,895
地方 譲与 税	151	169	171	179	174	182	180	178	176	174	172	170	170	170	170
その他交付金等	457	516	596	569	439	439	439	439	439	439	439	439	439	439	439
地方 交付 税	5,661	5,763	6,006	5,927	5,158	5,225	5,213	5,140	5,137	5,093	5,004	4,914	4,914	4,914	4,914
国庫 支出 金	1,136	3,236	1,922	1,798	1,367	888	866	877	881	1,247	1,152	930	930	930	930
道 支 出 金	739	2,538	727	741	820	712	738	714	717	726	725	720	720	720	720
地 方 債	1,850	2,580	940	539	1,270	1,220	2,412	3,332	312	918	224	197	197	197	197
その他の収入	5,188	4,913	5,088	4,372	5,052	6,285	4,737	4,740	4,662	4,859	4,929	4,691	4,691	4,691	4,691
歳入 合計	17,148	21,648	17,686	16,371	16,279	16,931	16,552	17,374	14,261	15,380	14,557	13,956	13,956	13,956	13,956

【歳出】

(単位：百万円)

区分	決算額の推移													
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人件費	2,499	2,395	2,213	2,204	2,296	2,213	2,131	2,057	2,069	1,951	2,011	1,981	1,951	1,977
物件費	1,623	1,410	1,347	1,356	1,483	1,445	1,619	1,415	1,511	1,553	1,788	2,348	2,549	4,239
維持補修費	325	182	257	228	251	305	311	290	304	300	342	303	357	352
扶助費	685	691	724	727	724	900	950	955	997	1,135	1,140	1,254	1,185	1,274
補助費等	1,479	1,270	1,258	1,220	1,583	1,918	1,583	1,399	1,392	1,862	2,078	1,708	1,632	1,634
公債費	1,804	1,828	1,780	1,605	1,501	1,409	1,389	1,361	1,399	1,408	1,381	1,287	1,313	1,386
積立金	95	104	114	142	185	135	464	483	1,762	370	369	1,299	1,913	4,057
繰出金	1,382	1,391	1,392	1,442	1,367	1,400	1,341	1,363	1,367	1,372	1,407	1,369	1,272	1,486
普通建設事業費	1,383	911	877	1,415	3,345	2,131	1,563	1,642	1,855	1,803	2,373	2,136	1,515	1,730
その他	495	505	523	456	647	602	1,044	1,053	449	454	468	434	466	470
歳出合計	11,770	10,687	10,485	10,795	13,382	12,458	12,395	12,018	13,105	12,208	13,357	14,119	14,153	18,605

区分	決算額の推移												財政推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
人件費	1,992	2,355	2,351	2,359	2,548	2,589	2,609	2,596	2,608	2,666	2,657	2,654			
物件費	2,764	2,227	2,728	2,521	2,477	2,369	2,433	2,384	2,388	2,397	2,424	2,393			
維持補修費	292	345	369	314	349	350	350	351	351	351	352	352			
扶助費	1,385	1,425	1,802	1,527	1,541	1,547	1,554	1,560	1,567	1,574	1,581	1,588			
補助費等	2,025	3,763	2,326	2,294	1,875	2,371	2,279	2,148	2,165	2,126	2,118	2,069			
公債費	1,427	1,459	1,473	1,348	1,346	1,485	1,486	1,392	1,398	1,402	1,370	1,291			
積立金	2,509	2,244	3,024	2,005	1,266	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278			
繰出金	1,260	1,200	1,264	1,323	1,500	1,016	970	975	981	987	993	999			
普通建設事業費	2,689	5,579	1,495	1,611	2,815	3,221	2,935	4,029	881	1,946	1,177	711			
その他	522	549	514	520	562	705	658	661	644	653	607	621			
歳出合計	16,865	21,146	17,346	15,822	16,279	16,931	16,552	17,374	14,261	15,380	14,557	13,956			

議案第 29 号

令和 5 年度八雲町一般会計補正予算（第 11 号）

令和 5 年度八雲町の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 555,015 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,393,277 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		5,514,996	270,256	5,785,252
	1 地方交付税	5,514,996	270,256	5,785,252
15 国庫支出金		1,911,412	80,347	1,991,759
	2 国庫補助金	1,167,471	80,347	1,247,818
17 財産収入		60,090	20,801	80,891
	2 財産売払収入	16,332	20,801	37,133
20 繰越金		94,091	3,811	97,902
	1 繰越金	94,091	3,811	97,902
22 町債		1,216,310	179,800	1,396,110
	1 町債	1,216,310	179,800	1,396,110
歳 入 合 計		20,838,262	555,015	21,393,277

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 6,356,917	千円 300,090	千円 6,657,007
	1 総務管理費	6,300,285	288,408	6,588,693
	3 戸籍住民基本台帳費	14,140	11,682	25,822
3 民生費		2,983,386	△1,155	2,982,231
	1 社会福祉費	1,948,536	△1,155	1,947,381
6 農林水産業費		1,506,722	39,893	1,546,615
	1 農業費	412,453	39,893	452,346
7 商工費		443,666	3,691	447,357
	1 商工費	443,666	3,691	447,357
8 土木費		1,819,681	0	1,819,681
	2 道路橋りょう費	932,295	0	932,295
10 教育費		1,688,004	205,998	1,894,002
	2 小学校費	268,071	168,440	436,511
	3 中学校費	909,202	37,558	946,760
13 諸支出金		47,214	6,498	53,712
	1 諸費	47,214	6,498	53,712
歳 出 合 計		20,838,262	555,015	21,393,277

第2表

繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム改修事業	11,682
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援給付金給付事業	77,170
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	560
6 農林水産業費	1 農業費	農道・集落道整備事業	39,893
8 土木費	2 道路橋りょう費	新幹線建設関連町道路面改修工事受託事業	80,515
	4 都市計画費	真萩ポンプ場長寿命化計画事業	54,000
10 教育費	2 小学校費	小学校空調設備整備事業	181,030
	3 中学校費	中学校空調設備整備事業	40,706

第3表

地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農道・集落度整備事業	31,500	—	—	—	71,300	—	—	—
道路橋長寿命化事業	18,600	—	—	—	21,400	—	—	—
小・中学校空調設備整備事業	13,100	—	—	—	150,300	—	—	—
合計	1,216,310				1,396,110			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,514,996	270,256	5,785,252
15 国庫支出金	1,911,412	80,347	1,991,759
17 財産収入	60,090	20,801	80,891
20 繰越金	94,091	3,811	97,902
22 町債	1,216,310	179,800	1,396,110
歳入合計	20,838,262	555,015	21,393,277

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6,356,917	300,090	6,657,007
3 民生費	2,983,386	△1,155	2,982,231
6 農林水産業費	1,506,722	39,893	1,546,615
7 商工費	443,666	3,691	447,357
8 土木費	1,819,681	0	1,819,681
10 教育費	1,688,004	205,998	1,894,002
13 諸支出金	47,214	6,498	53,712
歳出合計	20,838,262	555,015	21,393,277

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	源 その他の	一 般財源
千円	千円	千円	千円
11,682	0	21,110	267,298
0	0	0	△1,155
0	39,800	0	93
0	0	0	3,691
0	2,800	0	△2,800
68,665	137,200	0	133
0	0	0	6,498
80,347	179,800	21,110	273,758

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,514,996	270,256	5,785,252
計	5,514,996	270,256	5,785,252

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	6,794	11,682	18,476
6 教育費国庫補助金	280,452	68,665	349,117
計	1,167,471	80,347	1,247,818

1 7 款 財産収入

2 項 財産売払収入

	千円	千円	千円
1 不動産売払収入	3	2,140	2,143
2 物品売払収入	53	18,235	18,288
4 有価証券等売払収入	0	426	426
計	16,332	20,801	37,133

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	千円 270,256	普通交付税 特別交付税	千円 196,390 73,866

1 戸籍住民基本台帳 費補助金	千円 11,682	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円 11,682
1 小学校費補助金	56,146	学校施設環境改善交付金	56,146
2 中学校費補助金	12,519	学校施設環境改善交付金	12,519

1 土地売払収入	千円 2,140	土地売払収入	千円 2,140
2 立木売払収入	18,134	立木売払収入	18,134
3 車輛売払収入	101	車輛売払収入	101
1 有価証券等売払収 入	426	有価証券等売払収入	426

20 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	94,091	3,811	97,902
計	94,091	3,811	97,902

22 款 町債

1 項 町債

	千円	千円	千円
3 農林水産業債	99,700	39,800	139,500
4 土木債	59,600	2,800	62,400
6 教育債	688,600	137,200	825,800
計	1,216,310	179,800	1,396,110

節		説明	
区分	金額		
1 前年度繰越金	千円 3,811	前年度繰越金	千円 3,811

1 農業事業債	千円 39,800	農道・集落道整備事業債	千円 39,800
1 道路橋りょう整備事業債	2,800	道路橋長寿命化事業債	2,800
2 小学校施設整備事業債	112,200	小学校空調設備整備事業債	112,200
3 中学校施設整備事業債	25,000	中学校空調設備整備事業債	25,000

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 216,895	千円 1,000	千円 217,895	千円	千円	千円	千円 1,000
5 財産管理費	38,150	287,408	325,558			21,110	266,298
計	6,300,285	288,408	6,588,693	0	0	21,110	267,298

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	千円 14,140	千円 11,682	千円 25,822	千円 11,682	千円	千円	千円
計	14,140	11,682	25,822	11,682	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3 高齢者福祉費	千円 427,836	千円 △1,155	千円 426,681	千円	千円	千円	千円 △1,155
計	1,948,536	△1,155	1,947,381	0	0	0	△1,155

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

5 農地費	千円 127,708	千円 39,893	千円 167,601	千円	千円 39,800	千円	千円 93
計	412,453	39,893	452,346	0	39,800	0	93

7 款 商工費

1 項 商工費

3 観光開発費	千円 73,391	千円 3,691	千円 77,082	千円	千円	千円	千円 3,691
計	443,666	3,691	447,357	0	0	0	3,691

節		説明	明
区分	金額		
25 寄附金	千円 1,000	能登半島地震災害義援金	千円 1,000
24 積立金	287,408	減債基金積立金 公共施設整備基金積立金	266,298 21,110

12 委託料	千円 11,682	社会保障・税番号制度システム改修業務委託料	千円 11,682

27 繰出金	千円 △1,155	介護保険事業特別会計繰出金	千円 △1,155

18 負担金補助及び交付金	千円 39,893	農道・集落道整備事業負担金	千円 39,893

21 補償補填及び賠償金	千円 3,691	あわびの湯指定管理者損失補償金 町有施設給水管漏水に伴う損害賠償金	千円 3,200 491

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 橋りょう維持費	千円 200,260	千円 0	千円 200,260	千円 0	千円 2,800	千円 0	千円 △2,800
計	932,295	0	932,295	0	2,800	0	△2,800

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	千円 228,402	千円 168,440	千円 396,842	千円 56,146	千円 112,200	千円 0	千円 94
計	268,071	168,440	436,511	56,146	112,200	0	94

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	千円 877,863	千円 37,558	千円 915,421	千円 12,519	千円 25,000	千円 0	千円 39
計	909,202	37,558	946,760	12,519	25,000	0	39

13 款 諸支出金

1 項 諸費

2 還付金及び返納金	千円 38,597	千円 6,498	千円 45,095	千円 0	千円 0	千円 0	千円 6,498
計	47,214	6,498	53,712	0	0	0	6,498

節		説	明
区	分		
		千円	千円
		財源内訳の変更 道路橋長寿命化事業 (一般財源から地方債へ2,800千円変更)	

14 工事請負費	千円 168,440	小学校空調設備整備工事請負費	千円 168,440

14 工事請負費	千円 37,558	中学校空調設備整備工事請負費	千円 37,558

22 償還金利子及び割引料	千円 6,498	新型コロナウイルスワクチン接種対策費	千円
		国庫負担金過年度分返還金	1,838
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	
		国庫補助金過年度分返還金	4,279
		感染症予防事業費等国庫補助金過年度分返還金	381

地方債補正に関する調書

区 分	5 年 度 中 増 減 見 込 額			5 年 度 末 現在高見込額
	5 年 度 中 起 債 見 込 額			
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1 普 通 債	13,100	137,200	150,300	2,948,196
(9) 教 育 債	13,100	137,200	150,300	531,762
2 災 害 復 旧 債	4,100	0	4,100	16,430
3 そ の 他	1,199,110	42,600	1,241,710	10,051,863
(1) 辺 地 対 策	324,500	39,800	364,300	887,083
(2) 過 疎 対 策	837,200	2,800	840,000	4,986,198
合 計	1,216,310	179,800	1,396,110	13,016,489

議案第 30 号

令和 5 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26, 289 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 707, 586 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		千円 1,964,873	千円 1,330	千円 1,966,203
	1 道補助金	1,964,873	1,330	1,966,203
6 繰越金		3,928	24,959	28,887
	1 繰越金	3,928	24,959	28,887
歳 入 合 計		2,681,297	26,289	2,707,586

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		千円 47,872	千円 2,340	千円 50,212
	1 償還金及び還付加算金	6,030	1,010	7,040
	2 繰出金	41,842	1,330	43,172
8 基金積立金		0	23,949	23,949
	1 基金積立金	0	23,949	23,949
歳 出 合 計		2,681,297	26,289	2,707,586

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 道支出金	1,964,873	1,330	1,966,203
6 繰越金	3,928	24,959	28,887
歳入合計	2,681,297	26,289	2,707,586

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 諸支出金	47,872	2,340	50,212
8 基金積立金	0	23,949	23,949
歳出合計	2,681,297	26,289	2,707,586

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,330	0	0	1,010
0	0	0	23,949
1,330	0	0	24,959

2 歳 入

3 款 道支出金

1 項 道補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 1,964,873	千円 1,330	千円 1,966,203
計	1,964,873	1,330	1,966,203

6 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	千円 3,928	千円 24,959	千円 28,887
計	3,928	24,959	28,887

3 歳 出

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者保険税還付金	千円 2,000	千円 1,010	千円 3,010	千円	千円	千円	千円 1,010
計	6,030	1,010	7,040	0	0	0	1,010

6 款 諸支出金

2 項 繰出金

1 直営診療施設繰出金	千円 41,842	千円 1,330	千円 43,172	千円 1,330	千円	千円	千円
計	41,842	1,330	43,172	1,330	0	0	0

8 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1 国民健康保険事業基金積立金	千円 0	千円 23,949	千円 23,949	千円	千円	千円	千円 23,949
計	0	23,949	23,949	0	0	0	23,949

節		説明	
区分	金額		
2 保険給付費等特別交付金	千円 1,330	特別調整交付金	千円 1,330

1 前年度繰越金	千円 24,959	前年度繰越金	千円 24,959

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	千円 1,010	過年度過誤納還付金 過年度過誤納還付加算金	千円 968 42

27 繰出金	千円 1,330	熊石国保病院繰出金	千円 1,330

24 積立金	千円 23,949	国民健康保険事業基金積立金	千円 23,949

議案第 31 号

令和 5 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度八雲町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,078 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 260,666 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 166,142	千円 8,078	千円 174,220
	1 後期高齢者医療保険料	166,142	8,078	174,220
歳 入 合 計		252,588	8,078	260,666

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		千円 247,192	千円 8,078	千円 255,270
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	247,192	8,078	255,270
歳 出 合 計		252,588	8,078	260,666

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	166,142	8,078	174,220
歳入合計	252,588	8,078	260,666

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	247,192	8,078	255,270
歳出合計	252,588	8,078	260,666

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	8,078
0	0	0	8,078

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
2 普通徴収保険料	千円 58,485	千円 8,078	千円 66,563
計	166,142	8,078	174,220

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 247,192	千円 8,078	千円 255,270	千円	千円	千円	千円 8,078
計	247,192	8,078	255,270	0	0	0	8,078

節		金額	説明	金額
区分				
1 現年度分普通徴収 保険料		千円 8,078	現年度分普通徴収保険料	千円 8,078

節		金額	説明	金額
区分				
18 負担金補助及び交付金		千円 8,078	後期高齢者医療広域連合納付金	千円 8,078

議案第 32 号

令和 5 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の保険事業勘定総額から歳入歳出それぞれ 2,310 千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,976,012 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 475,265	千円 △1,155	千円 474,110
	2 国庫補助金	165,953	△1,155	164,798
8 繰入金		399,181	△1,155	398,026
	1 一般会計繰入金	328,878	△1,155	327,723
歳 入 合 計		1,978,322	△2,310	1,976,012

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 46,591	千円 △2,310	千円 44,281
	1 総務管理費	30,585	△2,310	28,275
歳 出 合 計		1,978,322	△2,310	1,976,012

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 国庫支出金	475,265	△1,155	474,110
8 繰入金	399,181	△1,155	398,026
歳入合計	1,978,322	△2,310	1,976,012

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	46,591	△2,310	44,281
歳出合計	1,978,322	△2,310	1,976,012

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△1,155	0	0	△1,155
△1,155	0	0	△1,155

2 歳 入 (保険事業勘定)

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
6 事業費補助金	1,705	△1,155	550
計	165,953	△1,155	164,798

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	千円	千円	千円
5 その他一般会計繰入金	62,327	△1,155	61,172
計	328,878	△1,155	327,723

3 歳 出 (保険事業勘定)

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	30,460	△2,310	28,150	△1,155			△1,155
計	30,585	△2,310	28,275	△1,155	0	0	△1,155

節		説明
区分	金額	
1 事業費補助金	千円 △1,155	介護保険システム改修事業補助金 千円 △1,155

2 事務費繰入金	千円 △1,155	事務費繰入金 千円 △1,155

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 △2,310	介護保険システム改修業務委託料 千円 △2,310

議案第 33 号

令和 5 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度八雲町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表

繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 施設費	1 施設整備費	公共下水道下水処理場改築更新事業	353,000
		熊石地区特定環境保全 公共下水道下水処理場改築更新事業	161,000

議案第 34 号

令和 5 年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度八雲町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 87,000	千円 △27,503	千円 59,497
	1 国庫補助金	87,000	△27,503	59,497
4 繰入金		40,622	27,503	68,125
	2 基金繰入金	1,059	27,503	28,562
歳 入 合 計		229,597	0	229,597

第2表

繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	農業集落排水施設 下水処理場改築更新事業	26,290

歳入予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	87,000	△27,503	59,497
4 繰入金	40,622	27,503	68,125
歳入合計	229,597	0	229,597

2 歳 入
 3 款 国庫支出金
 1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業国庫補助金	千円 87,000	千円 △27,503	千円 59,497
計	87,000	△27,503	59,497

4 款 繰入金
 2 項 基金繰入金

1 農業集落排水事業償還基金繰入金	千円 1,059	千円 27,503	千円 28,562
計	1,059	27,503	28,562

節		説明
区分	金額	
1 農業集落排水事業 国庫補助金	千円 △27,503	農村整備事業補助金 千円 △27,503

1 農業集落排水事業 償還基金繰入金	千円 27,503	農業集落排水事業償還基金繰入金 千円 27,503

議案第 35 号

令和 5 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	6,524,042 千円	1,330 千円	6,525,372 千円
第 4 項 国保病院医業外収益	164,458 千円	1,330 千円	165,788 千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 10 条第 2 項に定めた国民健康保険事業特別会計から病院事業会計へ補助を受ける金額「国保病院1,842千円」を「3,172千円」に改める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和5年度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業 収 益			1,009,685	1,330	1,011,015			
	4. 国保病院 医業外収益		164,458	1,330	165,788			
		3. 他 会 計 補 助 金	17,061	1,330	18,391	国保会計 補助金	1,330	
収 益 合 計			1,009,685	1,330	1,011,015			

令和5年度八雲町病院事業(国保病院)会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

区 分	(単位：千円) 金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 101,697
減価償却費	27,204
固定資産除却額	2,928
長期前払消費税額償却	1,994
看護職員奨学資金返還債務の免除	0
貸倒引当金の増減額	0
賞与引当金の増減額	△ 1,501
法定福利費引当金の増減額	△ 275
退職給与引当金の増減額	△ 6,098
長期前受金戻入額	△ 5,299
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	2,349
未収金の増減額(△は増加)	△ 8,233
たな卸資産の増減額(△は増加)	4,068
未払金の増減額(△は減少)	△ 13,116
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 158
小 計	△ 97,836
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 2,349
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 100,183
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 134,570
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 1,200
奨学資金等の返還による収入	0
補助金等収入	40,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 95,770
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	102,100
長期借入金の返済による支出	△ 25,937
一般会計からの出資による収入	19,949
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	96,112
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 99,841
5 現金及び現金同等物の期首残高	191,157
6 現金及び現金同等物の期末残高	91,316

令和5年度 八雲町病院事業(国保病院)会計予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 地 地 20,715

ロ 建 物 992,020

同上減価償却累計額 △740,926 251,094

ハ 構 築 物 38,629

同上減価償却累計額 △35,850 2,779

ニ 器 械 器 具 備 品 357,786

同上減価償却累計額 △220,358 137,428

ホ 車 両 3,873

同上減価償却累計額 △3,680 193

ヘ 建 設 仮 勘 定 96,950

有形固定資産合計 509,159

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 205

無形固定資産合計 205

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 長 期 貸 付 金 7,320

ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金

ハ 長 期 前 払 消 費 税 7,201

投資合計 14,521

固定資産合計 523,885

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 91,316

(2) 未 収 金 138,527

(3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金 0

(4) 貯 蔵 品 16,695

(5) そ の 他 流 動 資 産

流動資産合計 246,538

資 産 合 計 770,423

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	267,032		
ロ その他企業債			
企業債合計		267,032	
(2) 引当金			
イ 退職給与引当金	38,926		
引当金合計		38,926	
(3) その他固定負債			
固定負債合計			305,958
4 流動負債			
(1) 一時借入金			
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	25,641		
ロ その他企業債			
企業債合計		25,641	
(3) 未払金		57,616	
(4) 引当金			
イ 退職給与引当金			
ロ 賞与引当金	22,270		
ハ 法定福利費引当金	5,000		
引当金合計		27,270	
(5) その他流動負債		1,915	
流動負債合計			112,442
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 補助金	184,452		
ロ 受贈財産評価額	170		
長期前受金合計		184,622	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補助金	△ 140,619		
ロ 受贈財産評価額	△ 161		
長期前受金収益化累計額合計		△ 140,780	
繰延収益合計			43,842
負債合計			462,242

資本の部

6 資本金			1,061,066
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金			
ロ 寄附金			
ハ その他資本剰余金			
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末処理欠損金	752,885		
未処理欠損金合計		752,885	
剰余金合計			△ 752,885
資本合計			308,181
負債資本合計			770,423

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

専 決 処 分 書

業務請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

八雲町長 岩 村 克 詔

業務請負契約の一部変更契約締結について

次のとおり八雲町アイヌ文化財保存活用業務請負契約の一部を変更して契約を締結する。

契約の金額	(1) 現契約金額	55,495,000円
	(2) 新契約金額	53,883,782円
	(3) 契約変更増減	△1,611,218円

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月7日提出

八雲町長 岩村克詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年2月16日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和6年2月7日、*****において発生した、給水管の老朽化による漏水に伴い、*****のボイラー燃焼頻度が高まり灯油消費量が増加し、燃料費が高額となる損害を与えたことについて、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定によりその損害を賠償するため、次のとおり損害賠償額を決定する。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 損害賠償の額 | 490,022円 |
| 2 損害賠償の相手方 | *****
* * * * |

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	*****
氏 名	* * * *
生年月日	*****

令和 6 年 3 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

